

「遺族年金の受給者の方へ ～こんなときには手続きが必要です～」 の誤植について

1. 概要

「年金振込通知書」と一緒にお送りしている「遺族年金の受給者の方へ ～こんなときには手続きが必要です～」のご案内において誤植が判明しました。

お客様には大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

2. 対象のお客様

平成30年6月5日から6日にかけて「年金振込通知書」をお送りした方のうち、遺族年金を受け取る権利がある方で、「遺族年金の受給者の方へ ～こんなときには手続きが必要です～」のご案内を同封している方です。

3. 誤りの内容

「遺族年金の受給者の方へ ～こんなときには手続きが必要です～」の表面の中ほど。

誤「⑥胎児が**出産**した」

正「⑥胎児が**出生**した」

4. 原因

印刷物の原稿作成時に確認漏れ等があったためです。

遺族年金の受給者の方へ ～こんなときには手続きが必要です～

以下の事由に該当した場合※、遺族年金を受け取る権利がなくなります。
この場合、該当した日から10日以内（遺族基礎年金のみ及び寡婦年金の受給者は14日以内）に「遺族年金失権届」のお手続きが必要です。

- ①亡くなった
- ②婚姻した（事実上の婚姻関係を含む）
- ③養子縁組をした（直系血族又は直系姻族の養子となったときは除く）
- ④離縁（養子縁組の解消）した
- ⑤障害の状態が回復した
- ⑥胎児が出生した

※該当の事由は、受給者の続柄により異なります。

（妻①～③ 夫①～③および⑤ 子①～⑤ 父母・孫・祖父母①～⑥）

※妻および夫が受給する遺族基礎年金は、生計を同じくしているすべての子が①～⑤いずれかに該当した場合も、受給権がなくなります。

亡くなった

遺族・寡婦年金を受け取っている方が亡くなったときには、遺族・寡婦年金の受給権はなくなるため、「年金受給権者死亡届（報告書）」の提出が必要※です。

※マイナンバーが収録されている方は、原則として届出の提出を省略できます。

婚姻した

遺族・寡婦年金を受け取っている方が婚姻したときには、遺族・寡婦年金の受給権はなくなります。戸籍上婚姻関係にない、事実上の婚姻関係（内縁関係）であっても、この事由に該当いたしますのでご注意ください。

養子縁組した

遺族・寡婦年金を受け取っている方が直系血族及び直系姻族以外の方の養子（事実上の養子縁組関係も含む）となったときには、遺族・寡婦年金の受給権はなくなります。

※遺族基礎年金を受けている子が直系血族又は直系姻族の養子となったことにより、父もしくは母と生計を同じくすることになったときは、遺族基礎年金の支給が停止します。この場合は、「遺族基礎年金受給権者支給停止事由該当届」の提出が必要です。

正しいパンフレット（裏面）

離縁（養子縁組の解消）した

離縁（養子縁組の解消）によって死亡した方との親族関係がなくなったときには、遺族年金の受給権はなくなります。

障害の状態が回復した

障害を事由に遺族年金を受給している方が、障害の状態でなくなったとき、遺族年金の受給権はなくなります。
※18歳到達年度の末日までの子や、受給権発生当時55歳以上の夫・父母・祖父母は対象ではありません。

胎児が出生した

受給権発生当時胎児であった子が出生した場合、死亡した方の父母、孫又は祖父母が受給されている遺族年金の受給権はなくなります。

※提出期限を過ぎた場合、過払いとなった年金を返していただくことがございます。提出期限が過ぎている場合、速やかにお手続きをお願いいたします。

※遺族年金が失権しない理由で氏名の変更があった場合（婚姻前の旧姓に戻ったなど）、
「遺族年金受給権者氏名変更理由届」の提出が必要になります。

年金のお問い合わせ、年金相談のご予約は、『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は

(東京) 03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間> 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「(東京)03-6700-1165」の一般電話におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半または月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
- 日本年金機構では、年金相談の予約を実施しています。年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ、予約相談をご利用ください。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>



1806 1018 017D